【 交通情報の提供に関する事務の委託契約に係る公安委員会の認定審査について 】

概　　要

道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条の２第２項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の７第２項の規定に基づき、令和９年度における交通情報の提供に係る事務については、道路の交通に関する情報を提供することにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とし、交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると**公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人**とします。

公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人の審査は、次の手順により行います。

交通情報の提供に関する事務の委託契約に係る公安委員会の認定審査について

第１　業務内容

交通情報の提供に関する事務の委託業務とは、交通情報提供事務委託仕様書に掲げる下記の交通情報提供等の業務をいう。

１　提供する交通情報の種類

提供する交通情報は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　交通の規制に関する情報

道路及び道路交通における危険防止等のため、公安委員会、道路管理者、警察官等が発する通行の禁止又は制限に関する情報をいう。

(2)　交通の渋滞に関する情報

道路において車両が滞り、車列が長くなる状態の発生に関する情報をいう。

(3)　道路の案内等に関する情報

道路の構造、道路工事の状況、通行方法、通行経路、通行料金、車両制限令等に関する情報等をいう。

(4)　広報等の情報

道路及び道路交通に影響を及ぼす気象、交通公害等に関する情報その他関係機関等から広報のため提供を依頼された情報をいう。

２　事務委託の内容

収集整理した交通情報を各種の広報媒体を通じ、時機を失することなく、的確に県民に提供するものとする。

(1)　ラジオ又はテレビジョンでの交通情報提供

ア　放送用回線を確保している各放送局のラジオ又はテレビジョンにより、平日は朝夕の渋滞時間帯にそれぞれ１回以上、土曜日は１回以上の交通情報の放送を行うものとする。(委託者が指示する回数)

ただし、放送局の都合によりやむを得ず、放送の時間変更又は中止されたときはこの限りではない。

イ　交通情報の定時放送以外にも、臨時放送又は原稿提供による放送局への放送依頼等を行う等、より多くの交通情報の提供に努めるものとする。なお、放送依頼等を行った場合は、提供した内容及び日時を速やかに交通管制センターに報告するものとする。

(2)　電話での照会に応じた交通情報提供

ア　電話での照会内容を的確に把握し、適正でわかりやすい交通情報の提供を行うものとする。

イ　勤務時間外は自動応答装置により、各種交通規制、道路規制に関する交通情報の提供を行うものとする。

(3)　その他委託者が必要と判断した交通情報の提供等

第２　公安委員会の認める一般社団法人又は一般財団法人としての要件

１　道路の交通に関する情報を提供することにより、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

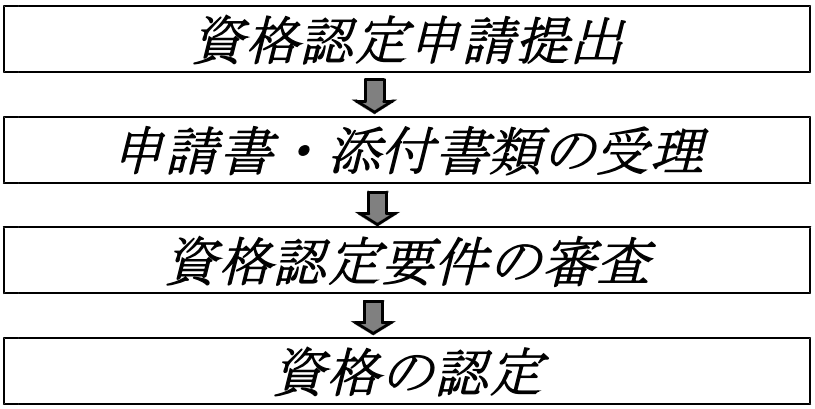
２　交通情報の提供に係る事務を適切かつ確実に行える組織であること。
(1)　３名以上の職員を委託事務に専従させることができること。
(2)　責任者及び委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

３　交通情報の提供に係る事務を行うのに必要な能力を有する者を配置できること。
(1)　ラジオ、テレビジョン及び電話による交通情報の提供に従事したことがある者を配置できること。
(2)　上記の事務に３年以上従事した者を委託事務の責任者として指定することができること。

４　交通情報の提供に係る事務を適切かつ確実に行うのに必要な次の設備を有すること。

(1)　ラジオ又はテレビジョンにより交通情報を提供するための放送用マイク	１本以上
(2)　モニター用のラジオ及びテレビジョン	各１台以上
(3)　沖縄県内一円を放送エリアとする放送局との専用の回線	４回線以上
(4)　電話照会に対応するための問い合わせ専用電話機	２台以上
(5)　音声合成システム	２回線以上
(6)　発着信用電話機	１台以上
(7)　電話用の回線	３回線以上

第３　認定までの流れ



第４　認定に必要な添付書類

１　申請書
２　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書(登記簿の謄本)又はこれに準ずる書類
３　従事する者の経歴を記載した書面
４　第２の公安委員会の認める一般社団法人又は一般財団法人しての要件に記載されていることを証明する書類
５　本県に営業所又は事業所等を有することを確認できる書類（登記事項証明書等）
６　暴力団排除に関する誓約事項

第５　申込受付日時・場所

１　受付日時
　令和８年11月４日（水）から令和８年12月４日（金）までの
　午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時を除く）
２　受付場所
　沖縄県警察本部交通部交通規制課交通管制センター（警察本部庁舎７階）に直接関係書類を提出して申請すること。
　※　郵送による申請は不可。

第６　問い合わせ先

沖縄県警察本部交通部交通規制課管制施設係
電話番号 098-862-0110　　内線(5218)